

第8章 有害化学物質対策等の推進

第1節 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の推進

多数の化学物質が環境中に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある懸念されている現状から、化学物質による環境の汚染の未然防止に関する関心が急速に高まり、化学物質の総合的な管理体制の確立が社会的な要請となっている。

この動きを受けて、平成11年7月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」が制定された（平成14年度から全面施行）。この法律は、事業者に、対象となる化学物質の環境中への排出量及び廃棄物としての移動量の届出を義務付けており、国が、これを集計・公表することにより、事業者による自主的な管理の促進を促すこととしている。

また、この法律では、地方公共団体の役割として、①事業者から国への届出の経由、②地域ニーズにあわせた情報の集計・提供等が掲げられている。

このため、兵庫県では、平成11年度、環境庁のP R T Rパイロット事業に参画し、制度の啓発と円滑な施行を図っている。

また、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害時等の危機管理の観点も含めた兵庫県独自の包括的な化学物質管理体制を確立するため、化学物質の保管量についても県独自で調査を行うほか、有識者による検討委員会を設置し、化学物質の総合管理のあり方等について、検討を行っている。

第2節 ダイオキシン類削減対策

第1 発生源対策

1 総 説

ダイオキシン類は、有機塩素系化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成する化学物質であり、その発生源は多岐にわたっている。また、毒性が強く、その環境汚染が大きな社会問題となっている。

このため、県では、平成9年5月30日に設置した「ダイオキシン対策検討委員

会」の指導・助言のもと、平成9年12月に「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」を策定し、総合的、計画的なダイオキシン類対策を講じている。

2 ごみ焼却施設における発生源対策

市町等の設置するごみ焼却施設については、平成10年4月に「兵庫県ごみ処理施設整備基本方針」を策定し、ごみの減量・リサイクルの推進及びごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減等を図るための基本的な考え方を示した。

同基本方針の中で示されている主な内容は次のとおりである。。

- ・新設されるごみ焼却施設については、原則として100t／日以上の規模を持つ全連続炉とし、ダイオキシン対策等の環境保全に係る最良技術を導入した施設とすること。
- ・発電等エネルギーの有効利用の観点から、可能な限り300t／日以上の規模が確保されるよう、施設整備を進めること。
- ・離島、過疎地等にあっては、100t／日未満の施設整備も行えるものとするが、施設は連続運転を原則とすること。

この方針に基づき、単独での施設整備が困難な市町等にあっては、複数市町の連携によりごみ処理の広域化を図り、同方針に合致した施設整備を行なうことになっている。

3 産業廃棄物焼却施設における発生源対策

産業廃棄物焼却施設等については、廃棄物処理法施行規則により定められたダイオキシン類に係る維持管理基準に適合するよう、焼却施設を設置する事業者に対して、適正な施設の設置及び維持管理を指導している。

上記の対象外となる小規模な焼却施設についても、ダイオキシン類の発生の抑制を最大限抑制するよう、事業者への指導を行っている。

4 その他の発生源対策

廃棄物焼却施設、廃棄物最終処理場等からの排水中のダイオキシン類については、新たな知見を得ながら、その排出を最大限抑制するよう努めることとしている。

第2 環境調査

全県的にダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、今年度においては大気、土壤、水質（底質含む。）の調査を次のとおり実施する。

1 平成11年度ダイオキシン類及びコプラナPCBs環境モニタリング調査

(1) 調査地点

大気及び土壤については、平成10年度調査地点を継続して監視するため、第3-8-1表のとおりとする。水質及び底質については、平成10年度全域調査結果を受け、県下の主要な河川、湖沼及び海域とし、第3-8-2表のとおりとする。

(2) 調査項目

ダイオキシン類及びコプラナPCBs

(3) 調査回数

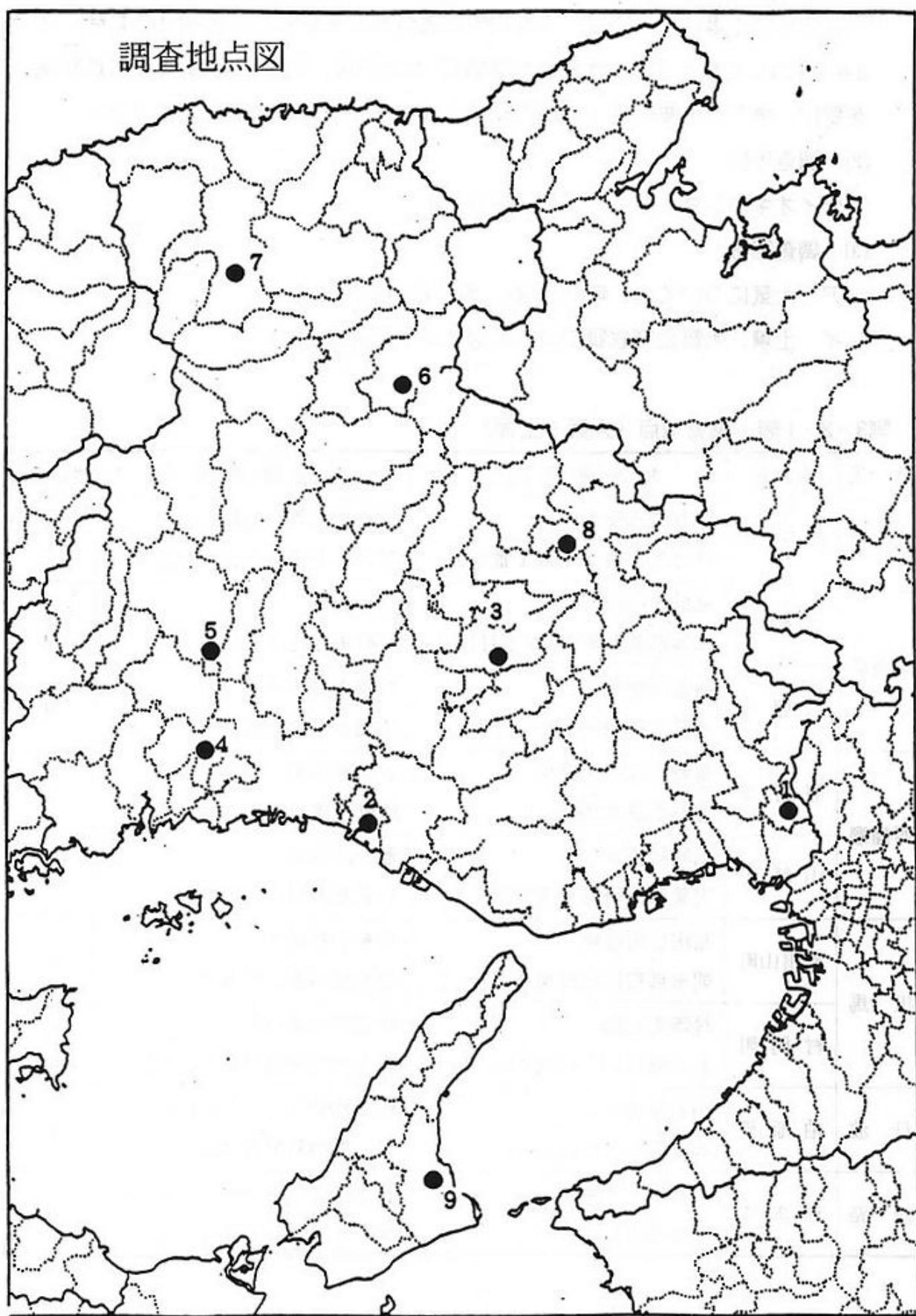
ア 大気については、年4回（春、夏、秋、冬）とする。

イ 土壤、水質及び底質については、年1回とする。

第3-8-1表 調査地点（大気・土壤）

地域	地点名	大気調査地点	土壤調査地点	地図番号
阪神	伊丹市	伊丹市役所測定局 伊丹市千僧1丁目1番地	伊丹市役所(北側庭) 伊丹市千僧1丁目1番地	1
東播磨	高砂市	高砂市役所測定局 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1	今市公園 高砂市今市1丁目	2
	西脇市	西脇保健所 西脇市郷瀬町666-5	西脇市民グランド 西脇市上本町801	3
西播磨	龍野市	龍野市役所測定局 龍野市富永1005-1	中川原公園 龍野市富永1005-4	4
	山崎町	山崎町役場 宍粟郡山崎町鹿澤78-7	最上山公園 宍粟郡山崎町元山崎	5
但馬	和田山町	和田山町役場 朝来郡和田山町東谷213-1	内倉神社境内 朝来郡和田山町東谷	6
	村岡町	村岡町役場 美方郡村岡町村岡390-1	村岡町役場(庭) 美方郡村岡町村岡390-1	7
丹波	柏原町	柏原保健所 氷上郡柏原町柏原688	柏原高等学校(グラウンド) 氷上郡柏原町東奥50	8
淡路	洲本市	洲本総合庁舎 洲本市塩屋2丁目4-5	洲本総合庁舎(テニスコート) 洲本市塩屋2丁目4-5	9

第3-8-1図 調査地点図（大気・土壤）



なお、上表以外で、必要に応じ、バックグラウンド地点等の調査を行う。

第3-8-2表 調査地点（水質・底質）

河川

No	水域名	地点名	所在市町
1	左門殿川（神崎川）	辰巳橋	尼崎市
2	武庫川	甲武橋	西宮市
3	天川	日笠歩道橋	高砂市
4	千種川	坂越橋	赤穂市
5	洲本川	潮橋	洲本市
6	三原川	脇田橋	西淡町
7	矢田川	油良橋	香住町

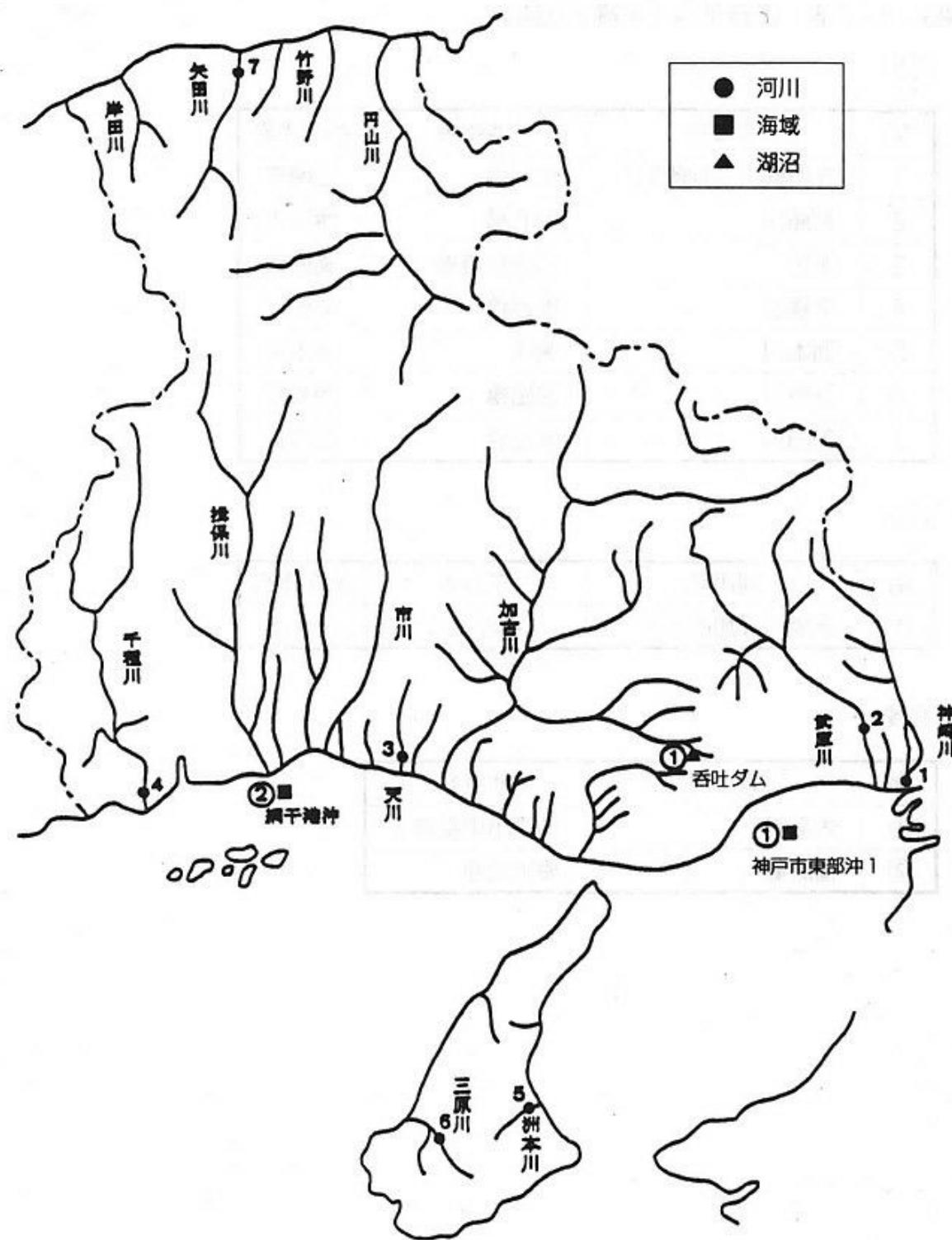
湖沼

No	河川名	ダム名	所在市町
①	志染川（加古川）	呑吐ダム	三木市

海域

No	湾 灘	地点名
①	大阪湾	神戸市東部沖1
②	播磨灘	網干港沖

第3-8-2 図 ダイオキシン類水質、底質調査地点図



第3節 外因性内分泌攪乱化学物質対策

外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、人や野性生物の内分泌作用を攪乱し、生物機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性があると指摘されているが、その内分泌攪乱作用は、科学的に未解明な点が多く、環境庁においても緊急全国一斉調査を実施することとした。

また、県では、この問題で社会生活の様々な分野における対応が求められていることから、全庁的な協議・調整の機関として「外因性内分泌攪乱化学物質対策連絡調整会議」及び技術的、専門的な助言・解析を得、今後の環境ホルモンに係る環境保全対策に関する検討を行う機関として、「外因性内分泌攪乱化学物質対策検討委員会」を発足させるとともに研究体制を充実するため、県立公害研究所に専門の分析機器を整備した。また、県独自でも県下全域にわたって詳細な環境調査を実施し、実態把握に努め、今後の対策を検討していくこととしている。